

災害時避難行動

要支援者避難支援制度について

春日部市では、災害が発生したときに自力で避難することが困難で、避難の支援が必要な人に対して、災害時の避難の手助けを地域の人々の協力によって速やかに行えるようにするため、災害時避難行動要支援者避難支援制度を導入しています。

◎避難行動要支援者とは

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等を指し、詳細については下記の通りとなります。

- ・身体障害者手帳1級～3級で、下肢、体幹機能、移動機能、視覚、聴覚、呼吸器機能のいずれかの障害がある方
- ・療育手帳④及びAの所持者
- ・精神保健福祉手帳1級所持者
- ・市の生活支援を受けている難病患者
- ・要介護認定3以上の認定を受けている方
- ・その他、市長が必要と認める者



○支援内容は？

- ・避難するための補助
- ・安否確認
- ・平常時の話し合い 等

災害の状況によっては支援を行う地域住民自身が被災し、支援できない場合があります。

支援の概要

支援を希望する方



④避難支援

避難支援関係者



①登録届出

春日部市
②名簿作成



③名簿提供

名簿提供について、同意をいただいた場合、下記の情報を避難支援関係者に提供します。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・電話番号
- ・現在の状況
- ・自治会名



○避難支援関係者

- ・消防機関
- ・県警察
- ・民生委員
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・自治会

対象	担当課	連絡先 (048)
身体障害者手帳1級～3級で、下肢、体幹機能、移動機能、視覚、聴覚、呼吸器機能のいずれかの障がいがある方	障がい者支援課	736-1131
療育手帳④及びAの所持者		
精神保健福祉手帳1級所持者		
市の生活支援を受けている難病患者	障がい者支援課	736-1131
	健康課	736-1199
要介護認定3以上の認定を受けている方	介護保険課	796-8275